

家庭科の男女共修をすすめる会

会報

'82 春

連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11
婦選会館内 〒151

発行 一九八二年三月六日

★国連婦人の10年中間年日本大会の記録(一部七〇〇円)と、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会主催の婦人問題関係各省に質問する会の記録(一部一〇〇〇円)があります。お入用の方は婦選会館にお申しこみください。

総会のおしらせ

とき 四月三日(土) 午後一時半～四時半
ところ 婦選会館

内容

一、報告 私の見た教育委員会

後 萌子さん

昨年春に行われた東京都中野区の教育委員会準公選は大きな話題になりましたが、もうすぐ一年経ちます。最高得票で委員に就任された俵さんから、教育委員として見た今の教育行政について報告していただきます。

二、議事

1. 一九八一年度総括
2. 八一年度決算
3. 八二年度活動方針
4. 八二年度予算
5. 世話人
6. その他

三、話し合い

共修への願いが拡がり、強まるにつれて、共修に反対する動きも活発になって来ています。皆様の地域、職場の状況はいかがですか。これからのように運動をすすめたらいとお考えでしょうか。そのほか共修の問題について、ご意見でも疑問でも、遠慮なくお話しください。

もくじ

総会のおしらせ	(1)
会費納入のお願い	(1)
一・九集会報告	(2)
連絡会報告	(6)
中教審への働きかけ	(7)
共修反対者の基本的考え方	(8)
埼玉高教組婦人もんだいシンポジウム	(9)
熊本県行動計画策定に向けて	(10)
教研「家庭科教育」分科会の報告	(11)
We、経過報告	(12)
世話人会報告	(13)
評判です!	(14)

会費納入のお願い

間もなく新年度になりますので、会費の納入をお願いします。八二年度の会費の正式決定は総会で行いますが、世話人会では

改定の提案はいたしませんので、今年度と同じく、年額二五〇〇円を郵便振替でお送りください。振替番号は東京九一九一八五一です。70円、50円、10円の切手でお送りください。

っても結構です。八一年度分以前の未納分がある方は至急お願いいたします。なお、カンパは大歓迎ですが、やはり郵便振替が切手をお願いします。

一・九 集 会 報 告

テーマ 教科書で男女平等は

いまでも扱われているか

報告者

神奈川大学教授 村田 泰彦さん
東京都立野津田高校教諭 三井マリ子さん
板橋区立第五中学校教諭 仲野 暢子さん

経過報告

連絡会の活動については 和田典子
佐田論文については 梶谷典子
(619ページ参照)

司会 佐藤慶子 記録 大西 歩

村田さんの報告

中学校「技術・家庭」の教科書で
男女平等はどう扱われているか

中学校の「技術・家庭」の家庭系列、従来女子向きといっている部分に限定して、教科

書で男女平等がどう扱われているか申し上げます。

一つは、教科書と教育課程のことで、従来女子向き、男子向きに別々の教科書だったのが少し変わって、一冊の教科書の中に、技術系列・家庭系列の内容が含まれました。同一の教科書という点では、共学の一つの条件に合うような形になりました。ところが、同一の教育課程という点で見ますと、相互乗り入れという考え方で、男子と女子で選

び方が違うということがあります。「技術・家庭」で男女平等というためには、三つの条件が必要だと考えております。その一つは、「技術」と「家庭」は別の教科として考え、どちらも共学で学び得ること、二つ目は現在の学習指導要領を組みかえること、三つ目は子どもたちが、同じ教師から、同じ教室で、同じ教育内容について学ぶという条件を満たしていること、この条件を満たしているとき共学という概念を使えばよいと思います。ですから今の「技術・家庭」は、部分的に共学ができる条件はあるけれど、全面的

に共学ができるようにはなっていないということですが、

次に、男女平等の人間形成のための教科書分析の視点というものを留意してみました。これは他の教科でもおおむね共通します。

1. 男女差別はないか

(1)男女ともに、ひとりの生活者として、差別のない自立した生き方ができるような内容になっているか。

(2)内容の主題、主語、場面などにおいて、ことさらに、男性優位または女性優位になっていないか。

2. 性別役割分業を否定しているか

(1)社会的労働、職業、進路および家事・育児などについて、性別役割を固定化して考えてはいかないか。

(2)家事・育児が両性の共同責任としてとらえられ、そのための教育を男女ともにひとしく保障しているか。

3. 男女の特性を不当に強調してはいかないか

(1)ほんらい、個性、個人差、人間らしさとして考えられるものを、男らしさ、女らしさにすりかえてはいかないか。

(2)労働における母性保護に配慮しているか、また、母性教育を女子にのみ限定してい

ないか。

4. 女性の従属的、依存的、自己犠牲的生き方を肯定してはいかないか

(1)男女ともに、労働の意義がわかるような教育を、ひとしく保障しているか。

(2)男女の対等な人格と自立した生き方を基礎にした人間関係——愛、性、結婚の問題を含む——や、連帯意識を育てようとしているか。

こういった観点から、家庭系列の場合、まず全体的なことから申しますと、学習指導要領が系統性がなくどうしようもないものから、教科書を分析的に考察しても仕様がな

い。次に、ひとりの生活者として自立した生き方をするための基礎教養の教科とは考えられていない。「技術・家庭」の教科書発行会社は、東京書籍と開隆堂の二社だけですが、どちらの教科書も「まえがき」に男女によって学習領域が違うのだとわかるように記されています。ですから、共学ではとても使用に耐えないものになっています。三つ目に、性別役割分業について、家事・育児という仕事が男性女性の共同責任でという意識が非常にうすいので、保育は母親の私事ととらえられ、保育自体のもっている社会性に対する配慮が

弱い。四つ目には、教材そのものが適切でない。とくに被服の場合には、全く女子本位にできあがっています。

それで、領域別にもう少しご紹介しますと、被服は、被服1、被服2、被服3と大きく三つに分かれます。被服1はだいたい一年で、その製作の教材としては、スモックが出てきますが、その構成とデザインとか、デザインと体の関係などは、女子用のスモックでそれが例示されているわけです。被服2の日常着はスカート、被服3の休養着のバジヤマ、すべて女子向きで、男子が履修することは考えられていない。

食物では、栄養所要量と食品群別摂取量のめやすが、男性と女性で違うことがわかるような表が何回もでてくる。その違いが何によるのかの説明はありません。

最後に、共学の家庭科の教育内容を編成する視点について申し上げます。一つには、今申し上げた男女平等の視点、次に、生活とか技術の原点とか原形がわかるもので、今や学校でなければできないもの、三つ目に、それぞれの民族の文化が生み出したものを衣食住の具体的な題材をとり上げながら、それをきちんと受けついで、新しいものを生み出す考え方もたせること、四つ目に、生活を媒体

にして、人間と自然の有機的な関係がわかるもの、これを家庭科の内容編成の視点にしたと思います。

三井さんの報告

「現代社会」と「保健体育」の教科書の中で男女平等はどう扱われているか

「現代社会」の教科書を見ますと、学習指導要領に青年の生き方について教えることが規定されているらしく、どの教科書にもあり、そのほとんどが扉のところにサッカーとラグビーの写真をのせているのですが、高校の中で、サッカー・ラグビーは女性が何ら関わりをもてないスポーツの代表なのです。

さらに、その内容ですが、「開かれた愛、男女の恋愛も全人格的結びつきを求めるが、そこには異性へのあこがれが含まれている」——この文章を読んだとき、意味がどうもよくわからなかった。ひょっとしたらと思って「女性との恋愛も男性同志の友情と同様、全人格的な結びつきを求めるが、そこには異性へのあこがれが含まれている」と読みかえたとき、すっきりわかってきました。つまり、

青春の生き方を提示していますが、男性中心に書かれていますから女性には自分のことだという当事者意識はもてないということですね。そして、「恋愛は相手を独占し、閉鎖的になつて君を高めたい」と結びます。高校生になつて男女の友情や交際は心ときめかすことなのに、異性間の友情をかけた頁が少なく、それを全面的に否定しているわけです。

また、人間という形で女性が包括されてしまっているのに、女性についての記述がされないというところもあります。差別とか、男女平等を教えるに困っている原因はそこにもあると思います。けれども、なかには家事労働や女子労働をきちんと記述していた教科書もありました。

それから、「保健体育」は、先程の恋愛と現実とはこうだと結びつけて教えられる唯一の科目だと思うのですが、生徒が一番知りたい避妊のことはなく、家族計画の受胎調節としてオギノ式が述べられているだけです。

今年度使用されている大修館の保健体育の表紙のうらに臓器の図があるのですが、男性の臓器だけで、どの頁を探しても女性の臓器の図はありません。

さらに、男女の体力差を示した表を何頁にもわたってかかげ、文章では「あきらかに男

子がすぐれている」など、男子を優、女子を劣であるという記述をしています。

そして、家庭生活と健康の頁では「とくに女性は、家事労働をはじめ、妊娠、出産、育児に関する問題に直面する」として、ことさら家事労働と育児を女性に押しつけていると読みました。

重要な教育の現場で、男女平等が一切扱われていない教科書が使われています。これからどう立ち向かうか決意を新たにしています。

仲野さんの報告

教科書検定で男女平等はどう扱われているか

イギリスでは男女平等をすすめるための表現の手引書が細かくあるのに、日本には全くないので、私たちは教科書チェックをはじめ、パンフレットなどにしてきました。

教科書編集者はほとんど男性、そういうところでは、作文教材の中のマラソンを指導した女の先生が男の先生にすり変えられていたりします。更に教科書検定では、家永先生の日本史の中で「江戸時代の衣装は非常に胸を

しめつけ、体を動きにくくさせるものであった。これは、当時の女性の地位を象徴しているものであった」がだめだったり、「江戸時代は家のためということで妾をもつことが、男の自由であった」、これも男が勝手なものであるという印象を与えるからいけないとかクレームがついたわけです。また、久野収さんが中山千夏さんたちとお作りになった倫理社会が落とされた理由の中に、憲法24条を解説した部分で、「両性の経済的にも精神的にも平等の立場で結婚するのが望ましい」とあった原稿に、文部省では、サルトルとポーワールの関係をさすと思われるからだめだといったり、女性に対する記述が二百頁余ある中の二頁少々出てくるだけでも、バランスを失っているとかわれたわけです。

文部省の検定に提出した原稿と、見本本の対比がのっている日教組が作り出した「高等学校教科書の研究」を見ると、岸本先生が長時間やりとりなさった帝國主義ということばだけでなく、ファシズムということばも、世論操作についての記述も削られているので

そこで、家族とか老人についての記述を見てもみすと、「家庭は、幼児や老人などを扶養・保護する役割をはたしている」と、老親

を看取れ、家庭基盤を充実させるということ

で、原稿になかった文章が入っている。社会保障については、「福祉社会は国民全体で築きあげるものであるという自覚を一層深めることが、国民一人一人に強く望まれる」とか、「国民が応分の負担をすること」とかが新たに入っていて、人権尊重の立場や、女性の地位の問題や、少数民族の問題は、たい

てい削られているんです。文部省検定課では、要望があれば教科書会社に連絡しているということですので、私たちは、権力はありませんで、大ぜいの力でもっていくしかないと思うわけです。

質疑・討論

▼ 前から教科書におかしな記述があったけれど、それに対して先生方を見る目が育たない。―教員養成大学教師

Q 教科書検定について、日教組がまとめた元の本には全教科載っていますか。

A (仲野) 白表紙本と見本本の比較は現代社会だけです。

Q どういうふう現場の教師が教科書を見ていくかというときに、白表紙本と見本本

の比較のように文部省のいちゃもんがどこにあったかわかるようなものを見れば、みんな気がついていくと思います。そこで、家庭科の教科書の検定のことを教えてもらいたい。―高校家庭科教師

A (司会) 村田先生と一番ヶ瀬先生が一橋出版の家庭一般を編集なさったのですけれど、具体的な文部省との折衝については、出版

労連が毎年出している教科書レポートに他社のものも一緒に公開しているようです。Q 個別の教師がさしえや写真などについて要望を出しても有効なものでしょうか。A 行動を起こす会などで申し入れた点については一応の改善はみられています。

▼ カットやさしえが変わってきたのも、そういう声があったからだと思う。▼ 教科書を使う側も自分たちの意見が届くように中身を学習する必要があります。新

日本婦人の会が中学公民の教科書の中の男女平等の扱われ方をパネルにしています。▼ 良い教科書があり、それを使いたいと思う人があっても、小・中の広域採択では声が届かない。採択も重要な問題でしょう。

▼ さしえとかカットは、編集者にはイメージがわかって描く人に通じないところもある

Sさんの感想
始めて集会に参加しました。新聞その他で内容は知っていると聞いていたのですが、実際に話をきくとはっきりわかります。私は家庭科とは全く関係ない所で勉強しているため、現場や文部省との場面でのことはあまり知りませんでした。直接にきけて勉強になりました。

どん集めておくことも一案です。

▼ 今回の改訂では一橋出版のような私たちの望む教科書もでたし、他の五社も進歩があった。これは教師がしっかり続けたからで、採択についても高校の学校採択を守り続けていきたい。

▼ 家庭科教師に頑張ってもらうために教組へのてこ入れも必要だと思う。

▼ 厚生省の社会福祉審議会が、1/23に生活保護についての答申を出します。生活保護費は、男女の生活保護費の格差の問題を中心に討議していますので、発表に注目しましょう。在宅老人福祉の答申には、家庭奉仕員その他に「男子も」の一言が入りました。

(文責 大西)

国際婦人年日本大会の

決議を実現するための

連絡会の報告

和田 典子

△第二臨調委員と連絡会の意見交換会▽

一月二十五日、永田町臨調ビルに於て、臨調委員六氏（円城寺、辻、丸山、林、谷村、金杉）と三枝佐枝子参与を加えた委員会側と連絡会側の代表、オブザーバー一五人とが会合して、婦人問題解決の視点から意見を交換しました。

連絡会からの発言は、鍛冶千鶴子氏のあいさつと婦人団体の紹介のあと、

- ① 婦人問題全般 大羽綾子・婦労研
 - ② 平和と防衛予算 大友よふ・地婦連
 - ③ 教育 井上美代・新婦人
 - ④ 保育所・児童手当 山下正子・婦人会議
 - ⑤ 老人福祉 大森文子・看護協会
 - ⑥ 年金 大関清子・婦団連
 - ⑦ 売春対策 紀平梯子・有権者同盟
 - ⑧ 婦人労働 高島順子・同盟婦人部
- で行なわれ「経済効率率のみの視点から、婦人

と、婦人がなってきた社会的弱者（子ども・老人・病人など）を無視した社会保障、社会福祉を切り捨てることのないように」との意向を、具体的な事項を指摘しながら提言しました。

尚、この日の代表発言は、12月、1月にかけて開かれた委員会の討議を経てまとめられたものです。

△第十三期中教審に対する要請▽

第十三期中教審（高村象平会長）が

- ① 小・中・高校における教育内容、方法及び教科書のあり方について
- ② 中等教育における教育の多様化・弾力化について
- ③ 就学前の幼児の教育のあり方、その他関連する諸事項について

の諮問事項を受けて発足しましたので、連絡会では早速委員会を招集し「家庭科の男女共修」や「教科書もんだい」について要請文をまとめ、文部省を通して高村会長に面会を求めましたが、会長が多忙で陳情が多いことを理由に実現できず、今回は面会を見送り、委員全員と小川文相に要請書を送ることになりました。

要望事項の概要は、

1. 学問・教育の自由、自主性を尊重し、

教育の主権在民の立場に立つ教科書施策を行うこと。

2. 男女の固定的役割分担をなくすための教育を積極的にすすめるよう、教育課程、学習指導要領を再検討し、改善をはかること。

3. 男女を問わず労働に関する教育、政治的教養を高める教育の機会を拡充することの三点でした。なお、多様化もんだい、幼児教育もんだいについては討議不十分のため、今回の要請書ではふれることができませんでした。

△国連婦人の十年推進議員連盟動く▽

昨年11月16日の連絡会よりの申し入れ事項をうけて、議連では石本、田中、柏原、沓脱、中山の議員が桜内外相（1・28）鈴木首相（1・29）と面会して、

- ① 国連軍縮特別総会に民間婦人を代表団に加えること。

- ② 差別撤廃条約の国会批准の実現と関係国内法の改正を急ぐこと。

- ③ 婦人関係行政を総括的に指導する閣僚級の専門担当官を設置すること。

を提言した、との報告が連絡会に届きました。また、今国会中に婦人問題集中審議を行うかどうかについても衆参婦人議員懇談会で検討することとしました。

共修反対者の

基本的考え方

—佐田疆さんの

論文について—

梶谷 典子

高校長協会家庭部会が「家庭一般」の男女共修に反対していることはご存じの通りです。その中でも最も熱心に反対意見を発表し続けているのは、成女高等学校長の佐田疆さんです。昨年の家庭部会総会では、佐田さんの論文が資料として配布されました。題して「婦人差別撤廃条約と我が国家庭科教育の進路」。共修に理念として反対するということはどうということなのか、この文章を読むとよくわかります。

今共修に消極的な姿勢を示す人の多くは、「共修が理想だが現実にはむずかしい」「時機尚早」という意見のようです。校長先生が皆佐田さんと同じ考えだとも思いませんが、佐田さんのような考え方もひとつの典型として知っておくべきでしょう。

◆女性解放論は個人的怨念から？

論文のはじめの部分では、中国旅行の体験

と佐田さんお気に入りの何冊かの本によって、男女平等が進んでいると言われる中国、スウェーデン、アメリカの社会が悲惨な状況になっていると説明しています。

次の部分では、佐田さんが平等論や平等論者をどう見ているかがわかります。

「女性が自立・解放を人間社会の調和と切りはなし、男への対立意識のみで権利として主張するようになってから、社会・家庭の病理は著しく進行した」と、「平等、発展、平和」という国際婦人年の精神を全く理解していないことを示した上、更に次のように述べています。

「女性としての魅力も乏しく、母親としての経験もなく、家庭経営の努力もせず、果ては軽々しく離婚し、その個人的怨念を秘めて一般女性を煽動したり、喰いものにするような一部の売文評論家、文筆家、あるいは女性票や購読販売数の拡張のためには迎合的言辭を臆面もなく弄する一部の政治家、新聞、雑誌等編集記者が、なんと我が国でも横行していることであろう」

この文章に該当するような文筆家を皆さんはご存じですか？

◆人権はエゴの代名詞？

さて次に最も問題になる部分をご紹介します

しょう。

そこには「今後の日本を考える大事な基本点」という見出しがついています。

「第一は、エゴの代名詞化した人権意識を脱却して、『生かされている人間としての貴重さ』の自覚を基本的人間観としてもつということ」。

「人権」と「エゴ」を結びつけた表現は何度も繰り返され、人権思想に対する否定的な姿勢が現われています。自由や、人権のために、環境を変えようという努力を認めない立場だということがわかります。

「第二は、人間が人間として健全に育ち、調和と健全性のある社会生活を送るには、家庭がその最も核となる場であるということ、そしてその家庭という他に代わり難い情緒的場の中心的役割は、女性であり母性であるということ。この家庭と母性を確認した上に、女性の永い生涯的展望がなされ、それを阻害しないようなもろの条件造りが必要となることである」

つまり「女は家庭」という伝統的役割を守るべきだと主張しているわけです。論文の中には「差別撤廃条約反対」ということはありませんが、このように条約の精神には真向から反していますし、次のような反対のニュ

中教審への働きかけ

梶谷 典子

昨春秋、中央教育審議会は前の教育課程審議会会長の高村象平さんを会長として、新しいメンバーでスタートしました。教育内容と教科書の二つの小委員会に分れて審議がすすめられることになっています。

会では、男女平等教育や家庭科の男女共修をすすめることについても審議会で考えてもらうよう、働きかけを続けることにしています。

◆委員へ手紙

まず、委員ひとりひとりにあてて手紙を送りました。

大部分の方は婦人問題についての知識をあまりお持ちでないと考えて、世界行動計画や

神奈川県行動計画には、家庭科の男女共修が盛り込まれました。詳しくは次号でお知らせします。
(編集部)

アンスの記述もあります。

「教育内容の教科にまで言及することは条約として行きすぎであり内政干渉というべきものがある。」

「時代の一時的風潮や俄かに造られた流行ムード等によって左右されてはならない。」

「どんなに条約を美化し、平等論を論理整然とのべようと、それはかつての大学紛争時における紅衛兵気取りの学生やそれに同調して今は知らぬ顔をきめこんでいる学者知識人新聞人のそれと大差はないのである。」

差別撤廃条約反対、平等論無視、女性解放論敵視、そして人権思想否定——そういう考え方だから、家庭科の男女共修に理念として反対できるわけです。このところをはっきりと捉えましょう。こうした考え方の本質をできるだけ多くの方に知っていただき、「自由、人権を尊重し、男女平等を願う、差別撤廃条約に賛成するのなら、家庭科の男女共修をすすめるべきではない」ということを理解していただきたいと思えます。

そして文部省に対しては、日本政府が人権を尊重するのなら、そして差別撤廃条約の採択に賛成し、署名し、批准をしようとしているからには、佐田論文のような考え方に反対して男女共修をすすめるよう要求して行きま

差別撤廃条約を引用して、男女平等の問題が今世界でどのように考えられているか説明した上、男女平等をすすめるための教育、男女の役割を変えていくための教育を基本的な問題として検討し、家庭科の男女共修を重要問題として考えることを要請しました。

高村会長は新聞のインタビューで、教課審のときに家庭科共修の問題を残したという意味の発言をしていますので、「よろしくお願ひします」という手紙を特にそえました。

◆審議会あての要望書

二月には正式の要望書を発送しました。まず、最初の部分をご紹介します。

中央教育審議会において、次のことを積極的に検討されるよう要望いたします。

- (一) 教育に関して(制度、慣習、教育内容、教科書、教職員等のすべてに関して)、いっさいの男女差別をなくすこと。
- (二) 幼児から成人に至る教育のあらゆる段階において、男女平等教育(男女平等をすすめる、伝統的な男女の役割を変えて行くための教育)をすすめること。
- (三) 男女平等に関して、教育関係者の意識を高めること。

しょう。

◆共修論は非現実的?

論文の終のほうに「一か所だけ、「共修絶対反対ではないのかな?」と思わせるところがあります。

「今の日本の高校ですぐ家庭科教育を男女同一内容で必修科目にせよなどという提言をする人は、よほど現在の家庭の実態や生徒の実態も、父母のわが子に対する真実の願いをも全く顧みない者としか受取れない。仮に今、男女共修を実施するとしたら選択とするより外なく、それは実質的に家庭科教育を衰微させるばかりでなく、危機に臨む日本の家庭や母性教育を実質的壊滅に導く手助けをすることになるだけだろう。」

ここでは佐田さんも時機尚早論者に過ぎないかのようです。長い論文なのに、なぜ今共修にすると選択になってしまうのか、その理由が書かれていないのも理解できないのです。が、校長先生同志なら自明のことなのでしょう。この部分については、ふしぎだという印象を受けています。

佐田さんの論文をお読みになりたい方は、郵便で事務局にご連絡ください。

- (四) 生活に関する教育を充実させること。
- (五) 中学校の「技術・家庭」、高等学校の「家庭一般」を男女共修(男女とも必修科目として、男女いっしょに、男女で学ぶのにふさわしい内容の学習をする)とすること。

このあと、一九〇〇字ほどの理由を書きそえました。その中で、会、のパンフレットやリーフレットにないような部分を一部ご紹介しましょう。

◆要望事項(二)について

- 3. いま青少年の非行、暴力が大きな問題となっており、その原因の中には、父親が家庭生活に十分参加していないこと、自立していない母親が過保護、過干渉等によって子どもの自立をも妨げていること、特に男子が生活的に自立できないこと、女子が自分の将来について展望を持っていないこと等、男女差別や伝統的な男女の役割に由来するものがあります。
- 2. 生活的に自立でき、家庭運営に責任を持って積極的に参加し、自分が必要とされる人間であるという自覚を持つ子どもは、非行に走りにくくなります。

埼玉高教組

婦人もんだいシンポジウム

—夫と妻の家事分担をめぐって—

一月二三日、埼玉高教組婦人部主催の婦人問題シンポジウムが浦和で開かれ、夫と妻の家事分担について話合われた。男女二人づつのパネラーから、家事分担の実情が語られ、民主的な家庭づくりを日頃実践している人は、かりであったが、それでも意識のおくれや、民間企業の長時間労働、深夜におよぶ組合専従者の仕事等でなかなか平等な家事分担がむずかしいことが伝えられた。

お腹に子供がいて、一才の子供を育てながら働いていた時、Nさんの夫は組合専従で帰りは十時すぎ、なんのための組合活動かと思ったという。結婚の時、ずっと働くことを保証せよ、家事分担についてぶつぶつ言わないことを約束させられ、十年間実行してきたYさん。保母さんを妻に持つYさんは、夫が家事をしている時、妻が何の気兼ねもなく自分の仕事をすくくいでなければ駄目だと言った。しかし、実態は夫婦共教員で、食事の仕度をする夫は二割、後片付け六割、掃除十一割である。

(中嶋 里美)

熊本県行動計画 策定に向けて

昨年11月4日、おくれげながら熊本県の「婦人問題懇話会」がやっと発足した。なにをいまさらと思われようが、それだけ熊本県行政における婦人政策のたちおくれを物語るものであり、そして、全国屈指の保守王国ならではの現実なのである。と同時に、今日にいたるまで、このような県行政を動かすことのできなかつた私たちの意識と行動の弱さを卒直に反省しなければならぬ。

「会」は教育、福祉、雇用の3部会と全体会で構成されて、委員は20人である。委員の中で、男女共学についての積極的な発言を期待できるのは、熊本県女子教育研究会の会長、共修をすすめる会の会員でもある、県総評婦人部長の寺崎純氏1人。なのに、彼女は雇用部会に属し、教育部会は、教育現場にうとい人ばかり。また、より広く県民の総意を得る立場から「会」の公開を主張したところ、「委

員の自由な発言を保障する」という行政サイドの意向で非公開とされている。

「会」のこのような状況に加えて、県行政の姿勢から、「県行動計画」は、家庭・基盤・充実政策を中心にすえた、性による役割分担思想にそったものであることが危惧される。

県総評婦人部を中心にして、関連ある民間の約20婦人団体で、「会」の発足と同時に「婦人問題政策推進委員会」を設定した。「委員会」は、孤軍奮闘の寺崎氏のブレインとして、真の男女平等の視点にたった「県行動計画」をめざして活動を行っている。その一つとして、去る1月27日、「会」の担当である県生活婦人課交渉を行った。その席上、「差別撤廃条約、世界行動計画、国内行動計画の精神も大切であるが、本県の現状にあったものを作りたい」、「委員の先生方にじっくり意見をきかせていただくつもり」、「委員の先生方に（行動計画の）文を書いていただくのは無理と思つので、聞かせていただいた意見と、私どもの把握している婦人の現状に照して、（行政サイドで）作りたい」という答弁を得ている。

これらの答弁や、1月末現在、総会1回、雇用部会2回、教育部会1回という進捗状況にもかかわらず、6月目途という作業日程か

ら、「県行動計画」の原案はすでに作成されていることが推察される。男女共学についての確とした答弁はなされていないことから、「県行動計画」に男女共学をもちこむことは、かなりの困難があらうと予想される。

しかし、今後、「会」の動きによって、葉書・マスコミ戦術、大衆団交などあらゆる手段を講じて、私たちにできる限りの努力を払わねばなるまい。

全国の皆さんのご支援をお願いしたい。

（熊本県 K）

共修と共学

「会」では「共修」ということばを、「男女とも必修科目として、いっしょに、男女で学ぶのにふさわしい内容の学習をすること」という意味で使っています。

「同じ内容であれば男女別々に学習してもよい」という主張に反対するために、「共修」ということばを使わずに「共学」に統一したほうがよい」という意見もあります。すでに一般に広まっている「共修」ということばを、前記の意味で使ったほうがよいと考えます。

ただし、個人の文章は原則として原稿の通りにしてあります。（編集部）

第31次教育研究全国集会

「家庭科教育」

分科会の報告

（於広島1/29、2/1）

和田 典子

A レポートの主流は、家庭科の男女共修に関するものだった。

つまり、小学校のレポート19篇のすべてが共学の実践であることは当然ですが、中学校23篇（うち3篇は小・中合冊）のうち、共学や「相互のり入れ」に関する実践報告が20篇とその大半を占め、高校8篇のうち、1/2に当たる4篇も、共学に関する研究や取りくみを報告していました。

小・中・高による問題状況の相異を反映して、研究・実践の内容は、小学校では「何のために、何を、どう教えるか」という授業展開に関するものと、その背景にある家庭科への偏見や無理解をどうのりこえたか、にかかわるとりくみ、特に子どもの生活や身体ゆがみと切り結ぶ教材選択の努力などが柱になっていました。これに対して、中学校の内容は、いよいよ実施期に入った改訂学習指導要

領によって「相互のり入れ」にどう取りくんだけ、その過程でどのような成果と問題点にぶつかったか、が「食物1」と「保育」領域の実践を通じて述べられたものが大半でした。高校では、教育課程編成期と関連して、男女共学「家庭一般」の内容研究や、分割学習、教材研究など、高校多様化を反映して問題状況、実践もまた各校、各様でした。

B どんなことを協議したか。

- 一、家庭科をめぐる情勢をどうとらえるか
- 二、何のために、何を、どう教えるか（小・中・高校小分科会にわかれて）
- 三、自主編成に問われているもの——男女共学を中心に——
- 四、これからの研究・運動のすすめ方

討議は、右の四本柱を中心に、四日間にわたって行われました。柱毎に実践報告を受け、意見を交流しつつ、問題点や今後の課題をあきらかにする、というすじ途で話し合いました。が、論議をつくすには時間が足りず、参加者全員が満足を得るには至りませんでした。

C 男女共学についての話し合いから。

△「相互のり入れ」の成果と問題点▽
技術・家庭科の男女別学習領域指定、一年

と二年での時間削減、免許状の二本立（技術科と家庭科の教員免許状が別立て）という矛盾だらけの教育行政のなかですが、「相互のり入れ」で男子に家庭科を教える機会が得られたことは、教師にとっても生徒にとっても男子が（に）家庭科を学ぶ（教える）ことに対する偏見や危惧をとりはらい、男女共学推進のほずみになっていることが、異音同音に語られました。つまり、実践を通して「乗り入れ」の矛盾が確認され、真の男女共学への自信が確立されていくといえます。

また、一領域のみの「乗り入れ」では駄目なこと、「保育」領域などでは特に、男女共学でこそ大きな成果をあげることもあきらかにされました。

高校でも同様、共学家庭科に対する男子の態度は、教師の予想をこえて好意的といえます。

△行政の圧力強まる▽

ところが、行政側の態度は、男女共修に対して冷淡なばかりか有形、無形の圧力を強めてきています。福岡県三井高校などでは、正規の手続をふんで、全員一致で決定した教育課程表の家庭一般の男女共学を、校長が一律で女子必修に書きかえたという実例まで出ています。

△それでも共学はすすむ▽
こうした圧力にもかかわらず、長野・京都・東京・大阪などの前進は続き、今年は、立ち上りが容易でなかった九州各県や沖縄で、いっせいに共学が実現しはじめていることが報告されました。

We 経過報告

(11/14以降)

馬場 洋子

ウイ書房は、ありがとう、と手を合わせたい気持ちでいっぱいの日々です。

三月十五日創刊の月刊誌「新しい家庭科―We」の予約購読者は、82年の年明けと共に千五百名に達し、二月六日現在、二千名を越えました。まだ本ができていないうちに、こんなに多くの方が支援して下さる、と思うと、発刊に向けて追いつ込みの日々、Weに課せられた重みをひしひしと感じます。購読者の内訳は、教師と教師以外の方の割合が2対1で、学校別では高校が一番多く、次に中学、小学校、大学です。

まだ目標の四千部には程遠いものですが、

今後ともよろしくご支援をお願い致します。

十二月六日、日比谷野外音楽堂で開かれた「戦争を許さない女たちの集会」で、小田亜佐子さんが精力的取り組みで作って下さったすばらしいピラを参加者に配りました。このピラは、Weを支援する会ニュースNo.1であり、現在、No.4まで出ています。

十二月八日、中学校を中心に約三千通のチラシを送った。その後、十月二十四日発送のチラシの反響を検討し、今後さらに購読者獲得のため、マスコミ、ミニコミ、地方誌などへの宣伝活動を進めよう話し合いました。

十二月十二日、大阪府落解放研究教育センターで半田さんの講演会開催。主催は、女性差別撤廃条約批准促進婦民会議。翌十三日、名古屋、学校給食を考える会主催で、半田さんと話し合う会開催。

82年一月五日、中野サンプラザで、新しくできるチラシ発送のため、小学校を中心としたあて名書き。島根からかけつけたという方を含め、約三〇名が参加し、作業の後、それぞれが持ち寄ったおせち料理とお酒で新年会を行いました。

一月十五日、婦選会館と現代書館で新しい

チラシの発送作業。約三〇名の参加者により、早朝から夕方までに約六四〇〇通と小包分の作業を終えました。

一月二十九日、二月一日、平和教育を大きな柱とした広島全国教研の第一日夕方から、半田さんを囲む交流会を幟町文化会館で開催。広島では年に一、二度という雪の舞うとても寒い日でしたが、当日手にしたピラを見てかけつけて下さった方々約八〇名が集まりました。会場は、広島高教組婦人部長の野村一枝さんを中心にセットされ、正面には「Weが誕生します。私達一人一人が連帯して声をかけて、Weを育てましょう」と大きく書かれた幕がはられ、半田さんを待っていました。しかし、午後の川崎での講演を終え、とび乗った飛行機が悪天候のため福岡まで行ったという情報がいり、皆をハラハラさせましたが、無事予定通り広島着。一同胸をなでおろした一幕もありました。

まず、清水さんが、昨年十一月十四日の集会のスライドを上映。名取さんの名解説で、あの日の感動が再び、という思いでした。半田さんの話の後、参加者から次々と熱いメッセージ。盛会のうちに散会。養老の滝での二次会でもかき鍋をつつきながら交流を深め、最後は肩を組み合い「原爆を許すまじ」を歌

ってそれぞれ宿に帰りました。

二日目の夜は、家教連の交流会に出席。めざすものは同じ。共にならばりましょうと、励ましを受けました。

三日目の家庭科分科会では、半田さんに発言の場が与えられ、Weについて話しました。翌日の正会員一分間スピーチでは、半田さんの話に感動したという方もいらしたということでした。

助言者の村田泰彦先生の基調報告の中で、Weのことがふれられていたのははじめ、神奈川代表の村岡小学校家庭科専科の名取弘文さん、長崎の山田和子さんからも発言があり、家庭科教師の問題として、Weが胸に落ちた気がいたします。

皆様にお願ひ致します。一人でもより多くの方に呼びかけて下さい。そして、Weの仲間をふやしていただきたいと思ひます。

あなたがすぐできること。その1、身近の図書館に、Weをリクエストし、図書館に購入してもらいましょう。

世話人会報告

△二月一九日▽

【報告】

●「家庭科 男子にも」―しばらくの間、和田さんに本の担当をお願い致しました。本のチラシができましたので宣伝をお願いします。●熊本県行動計画作成を開始―委員に寺崎純さん(雇用部会)がいらっしやるので、教育部会への働きかけとして、東京、大阪の行動計画を参考にしよう、又、Q & Aのリーフレットを役立ててもらうよう申し入れてきました(半田)。

●中教審委員一人一人に手紙を送り、家庭科の男女共修問題をも審議してほしい旨を申し入れました(文案・梶谷)。黄、パンフ、リーフレットも同封。

●Weについて―12/13をもって千部を越えました。購読者の内訳は教師と教師以外が2:1、男性は一割弱で、教師では高校が多い。

【忘年会】
六時から世話人の石川さんが経営する居酒屋「じょあん」にて。(馬場洋子)

△一月九日▽
集会のあと引続いて―

●1/8国際婦人年連絡会からの報告。
(4)中教審申し入れ文案の検討が持たれたが、教科書検定内容の公開・学校毎の採択・無償配布等についてさえ反対意見が出て一致を見る迄に大変であった。

回)第二臨調が四十八団体と懇談を申し入れ。

●4/3総会について。分提案その他。

●「家庭科 男子にも」本日発売。
六ヶ月で四〇〇冊、その後四〇〇冊買取販売の為、図書館、資料室、教育関係者等に積極的にあたって売り広めよう。(石川由紀)

△二月一三日▽
●市川房枝先生逝去一周年追悼会のことや、各地の状況などをはじめに話し合いました。

現状維持を主張する側の人でも「いつまでも今のままではすまない」と発言していることや、にもかかわらず現場では共修への圧力が強まっていること、圧力をはね返す力が弱いことが特に話題になりました。

●会員の交流を深めるため、地方の会員が出席しやすいよう、八月一日(午後)に集会を、夜交流会を開きたいと話し合いました。

●中教審への要望書の内容と発送のだんどうりを決定しました。(7ページ参照)

●総会で報告、提案する81年度総括、決算、82年度予算案、運動方針案について検討、アピール文案を決定しました。(梶谷典子)

★事務作業を桑原芳子さんがやってくださることにになりました。

★世話人の佐藤慶子さんは四月から山形大学に勤務されることになりました。

批判です！

「家庭科、男子にも！」と

共修用「家庭一般」

半田たつ子

★会の第二の本

家庭科、男子にも！」

みなさん『家庭科、男子にも！』をもうお読み下さいましたか？『家庭科、なぜ女だけ！』と同じく吉田佑子さんの楽しい装丁です。

昨年二月、日本弁護士連合会の意見書をまとめるために大奮闘なさった弁護士の井田恵子さんから、次のようなお便りをいただきました。

「ただいまは、共修をすすめる会編『家庭科、男子にも！』をご恵送下さいまして、まことにありがとうございます。いろいろなところでの動向がよくわかり、大変参考になります。日弁連の意見書もおとりあげいただき、大変うれしくございます。

戦後の教育史の中で、家庭科共修の運動は

ほんとうに、民間の、国民の側からの大切な運動であることを改めて思います。戦前からの旧態依然たる意識、慣行が残り、反動的政策がとられている中で、それらを打ち破り、新しい民主主義を育てるために、ぜひ輪を広げたいですね。私もいろいろの方に、この本をすすめたと思います。ことが飛躍の年になりますように。ほんとうにありがとうございます。（略）」

一月末から二月にかけて開かれた全国教研集会には、和田さんが三〇冊持参、家庭科分科会と女子教育問題の分科会でたちまち売り切れました。二月六日の東京都高教組婦人部の学習会には、半田が持参しましたが、婦人部のほうでも手回しよく、入手し販売しておられました。講演の中で紹介したいから送ってほしいというお申し出も、地方の世話人の方から届いています。いま、この本を売ることによって、より多くの方たちに問題の所在をつかんでいただけるように、皆様ご協力をお願いします。

なおこの本にミスプリントがあり、木村温美さんが福井温美さんになっています。正誤表を入れていますが、木村さん、ご免なさい。早く重版になりますように。そこではきちんと訂正しましょう。

★男女ともに生活者としての自立を意図した

一橋の「家庭一般」教科書

神戸市立聳合高校の入江一恵さんは、一橋出版の「家庭一般」を読んで「ここまで変わったか、率直に言って驚いた。（略）納得のいく新しい内容は自分たちで作っていかなければと悪戦苦闘してきた私たちにとって、この教科書の出現は、胸のつかえがすつとおりたような気持ちをもたらした」と書いていらっしやいます（「ひとつばし資料、家庭科No.1」）。
広島の全国教研家庭科分科会で「今までは『共修といたって、あの教科書を使って、いったいどうやって教えるのだ』というのが、共修を阻む理由になっていた。一橋の教科書が出たおかげで、もうその言葉で共修を遮ることはできなくなった」と語った人がいます。
また、「一橋『家庭一般』の採択数が、全国で五番目」と胸を張って、家庭科に対する意識の高さを語る人もあり、一つのバロメーターともなっているようです。修正指示・改善指示を無数につきつけられて、最初の稿はズタズタにされてしまいました。それでもベターな教科書とはいえます。教科書をめぐる攻防の中でも、絶対に守りぬきたいと願っています。